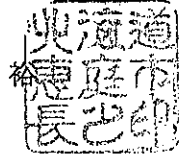


予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により令和7年度定期予防接種(B類疾病)を実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月31日

恵庭市長 原田



1. 予防接種の種類

高齢者等帯状疱疹予防接種

2. 対象者の範囲

恵庭市に住民票を有する者で次のいずれかの者

- ① 年度内に65歳を迎える方
- ② 接種日に満60歳以上満65歳未満の者であつて、身体障害者手帳1級(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害者に限る)を有する者
- ③ 年度内に70、75、80、85、90、95、100歳を迎える者

3. 予防接種を行う期日(期間)

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4. 予防接種を行う場所等

医療機関での個別接種とする。医療機関一覧は別表1のとおり

5. 接種費用

生ワクチン 4,400円

組換えワクチン 11,000円

ただし、生活保護受給者は無料

6. 予防接種を受けることが適当でない者

- ① 明らかな発熱を呈している者(37.5℃以上)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ③ このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者
- ④ 過去に免疫不全の診断を受けた者
- ⑤ その他、医師に予防接種を行うことが不適当な状態と判断された者

7. その他注意事項

- ① この予防接種は、接種を受ける法律上の義務はありません。したがって、接種を希望する者は、副反応についても理解した上で、自らの意思で接種を希望する場合に限り接種を受けるものとします。
- ② 既にこのワクチン(生ワクチン「ビケン」、組換えワクチン「シングリックス」)の接種を受け、接種を完了した者は対象外とします。

別表1 個別接種を実施する医療機関（恵庭市内）

医療機関名	所在地
恵庭ふじたクリニック	黄金中央1-4-3
恵庭駅皮膚科クリニック	相生町1-8-1
えにわ内科・消化器内科クリニック	柏陽町3-29-10
我汝会えにわ病院	黄金中央2-1-1
恵庭第一病院	福住町1-6-6
恵庭みどりのクリニック	緑町1-5-3
恵庭南病院	住吉町2-4-14
尾形病院	島松仲町1-4-11
緩和ケアクリニック・恵庭	白樺町3-22-1
くどう内科循環器内科クリニック	白樺町1-1-2
小池内科外科クリニック	大町3-2-13
こがね循環器内科医院	黄金中央1-13-5
島松病院	西島松570
たかはしかえ内科・循環器クリニック	恵み野里美1-1-5
ひまわり皮膚科形成外科クリニック	栄恵町125
福原医院	島松東町3-1-15
恵み野駅北クリニック	恵み野西6-20-1
恵み野耳鼻咽喉科クリニック	恵み野西2-2-16
恵み野内科循環器クリニック	恵み野北3-1-1
恵み野皮膚科クリニック	恵み野西6-21-1
恵み野病院	恵み野西2-3-5
ラ・デュースクリニック	恵み野西5-3-1
アートライフ恵庭	西島松567-1

※やむを得ない理由で市外接種を希望される場合は、事前に申請手続きが必要となります。